

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 令和3年4月28日（水）14:21～14:46
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室等（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

座長	八田 達夫	アジア成長研究所理事長 大阪大学名誉教授
座長代理	原 英史	株式会社政策工房代表取締役社長
委員	落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士
委員	菅原 晶子	公益社団法人経済同友会常務理事
委員	中川 雅之	日本大学経済学部教授
委員	八代 尚宏	昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

<関係省庁>

矢田貝 泰之 厚生労働省子ども家庭局保育課長

<事務局>

山西 雅一郎	内閣府地方創生推進事務局次長
黒田 紀幸	内閣府地方創生推進事務局参事官
大森 正敏	内閣府地方創生推進事務局参事官

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 地域限定保育士（多様な主体による地域限定保育士試験の実施含む）の全国展開について
- 3 閉会

○黒田参事官 それでは、これから国家戦略特区ワーキンググループを開催したいと思います。

本日のテーマは、「地域限定保育士（多様な主体による地域限定保育士試験の実施含む）の全国展開について」ということで、厚生労働省にお越しいただいております。お忙しいところ、どうもありがとうございます。

資料につきましては、厚生労働省から御提出いただいております。資料及び議事ともに、公開で構わないと承知をしております。

議論の流れといたしましては、厚生労働省から資料を御説明いただきまして、その後、八田座長、委員の皆様方に御議論いただくということでお願いしたいと思います。

八田座長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○八田座長 本日は、お忙しいところお越しくださしまして、ありがとうございます。

それでは、早速、御説明をお願い申し上げます。

○矢田貝課長 厚生労働省保育課長、矢田貝でございます。よろしくお願いいたします。

このオレンジと黄緑の資料に基づきまして、御説明させていただきます。

現行制度の内容でございますけれども、元々は保育士不足解消に向けて都道府県が保育士試験を年2回やることを促すために、2回目の保育士試験の合格者は、3年間はその都道府県の中だけで保育士として通用する資格を与えて、それを政令指定都市市長が実施することを可能とする、実技試験を実技講習に代えることができるという特区制度でございます。また、試験についても、株式会社を含む多様な法人の活用を可能にしているというものが特区の内容でございます。

この地域限定保育士制度を全国展開することについては、課題があると考えています。

「厚生労働省の見解」の二つの○は、経緯論というか、この特区が出来たときには保育士試験は年1回という状況だったのです。二つ目の○ですけれども、平成29年から大阪府で2回目とやったのですけれども、他の都道府県でも年2回必要だろうということで、これは特区ではなくてオールジャパンで保育士試験については年2回実施しております。神奈川県は、要は、1回から2回に増えた分はそのままやるので、年3回実施をされているという状況でございます。

今日は本当に考え方を御相談したいなと思っているものが、三つ目の○のところでございます。地域限定保育士制度を全国展開とした場合、現行の地域限定保育士が国家戦略特区の区域内で3年間従事する限定要件をなくして全国で勤務できるようになるということでございます。もう少し分かりやすく言いますと、人の資格制度につきまして都道府県知事が試験をして免許なりを与えるというものは、一般法の中では、保育士も、東京都がやった試験を通れば、その資格で日本全国働ける。自動車運転免許も、東京都の公安で取った免許で当然日本全国運転ができます。例えば、調理師免許も、法律に基づく都道府県の免許なのですけれども、当然法律に基づく、つまり、国の制度としてやっている都道府県が免許を行うものなので、それは全国で使える。国の法律でやっている以上は、その免許は全国でその仕組みのままやる。保育試験もそれでやっている。例えば、分かりやすいところと言うと、フグの調理の免許は都道府県の中だけでその免許が適用になるということで、当然都道府県の限定でやるものですので、各都道府県が法律ではなくて条例でフグの調理師免許をやっていて、それは他の県では使えない。憲法第95条でも、普通、法律は全国でやるべきもの、特定のところでやるというのは必要な手続があるというものが、特区制度を除けば、一般でございます。仮に児童福祉法の中でこの仕組みを全国展開すると、例えば、株式会社を含むことができるとか、実技試験を実技講習に代えるとか、

そういうことは都道府県の判断でできるようにしながら、その免許自体は全国で使えるようにしなければいけない。

神奈川県も、今、3回試験をやっていると言いましたけれども、これが全て児童福祉法の保育士試験ということになりますと、1・2回目的人是るが他の県でも働けて3回目の人だけ3年間は神奈川県でしか働けないというのは、職業選択の自由からしてもあり得ない制度ということになってしまいます。それを、特区制度を活用することによって、特区法はまさに全国でどこでも手を挙げられますけれども特区で適用されるという法律なので、特区内だけで働けますよということが成り立っている。これが特区制度で特区限定保育士をやるメリットです。神奈川県や大阪府で今これをやっているわけですが、一般化して全国でこの試験でやったものが使えるようになると、つまり、この3年の限定をなくすことになった場合に、正直、神奈川県とかも、自分のところで他の県よりも1回多く試験をやって、自分のところでその保育士に働いてほしいという考え方が多分あるのかなと思っておりまして、特に神奈川県の場合ですと東京都のほうが保育士の給料が高かったりしますので、神奈川県で免許を取って東京等で勤務してしまうとか、大都市圏では起き得ることなので、地域限定の保育士という考え方がなくなってしまうことについてどう考えるのかというところが論点になろうかと思います。

おそらくなのですが、神奈川県や大阪府は、自分で特別なことをした分、それで受かった人については、3年間は自分のところで働いてもらえるというメリットを享受されたいと考えているのではないかと。その場合に、他の県でもやりたければ、当然特区制度ですので、47都道府県でもこの制度を使えるわけですので、我々としては、今の特区制度のもとでこうやって手を挙げてもらって特区としてやってもらうということが、自治体のメリットにもなるのではないかと考えているところでございます。

元々都道府県で試験をするものでございますので、それを先ほど言った株式会社に試験をやらせることができるとか、実技に代えることを全国展開にして、その代わり、試験について、他の試験と同様に、職業選択の自由もありますので、日本全国で使えるような保育士試験としてやるという出口も考えられるのかなと思ってはおりますけれども、神奈川県や大阪府とかのメリット、自分のところで保育士を確保できるというメリットについてどう考えるのかということも考えながら御相談させていただいたほうがいいのではないかと考えているところでございます。

私からの説明は、この件については以上でございます。よろしくお願いいたします。

○八田座長　ありがとうございました。

一つだけ質問ですが、今の地域限定保育士はこの制度自体は地域を限定して全国で他でもできるのではないかとおっしゃったけれども、特区として指定されているところはすごく限られていて、例えば、北海道などはできないですね。

○矢田貝課長　特区は、手を挙げればできるわけではないのですか。

○八田座長　全然そうではないです。非常に限定されたところですから、地域限定のやり

方を、おっしゃるように、その地域でできるようにしましょうと。

○矢田貝課長 すみません。私の理解不足かもしれないのですが、例えば、特区制度は、この仕組みを実施したいと手を挙げればこの特区が使えるというものではないと。

○八田座長 国家戦略特区として指定された地域では、その県の中でだけ使える。だけれども、北海道は指定されていませんし、高知県でもみんなされていませんよね。

○矢田貝課長 ハードルは結構ある感じなのですか。

○八田座長 そこを全国展開できるようにしましょうということで、あくまでこの地域限定保育士の制度をやりましょうということです。

○矢田貝課長 申し上げたとおり、一般の資格制度の中で地域限定というのはかなり難しいと。

○八田座長 さっきおっしゃったように、特区を非常に手の挙げやすい制度だとお考えになったようだけれども、要するに、そういうことにしましょうよということですよ。

○矢田貝課長 ただ、その場合には、申し訳ございませんが、児童福祉法でやるのであれば全国展開ということですので、保育士資格としては全国で使えるようにしないと。

○八田座長 私の質問は、先に誤解を解きたいということです。

○矢田貝課長 分かりました。すみません。了解いたしました。

○八田座長 それでは、委員の方からお願いいたします。

原委員、どうぞ。

○原座長代理 今の点なのですが、三つ目の○で説明されているところが全然意味が分からなかったのですが、要するに、私たちが言っている全国展開は、この3年間従事という限定を付けた仕組みをどこでもできるようにすると。これは、関東だったら東京、大阪でできるわけですが、今、八田先生が言われたような北海道でもできるようにする、埼玉県でも茨城県でも栃木県でもできるようにしたらいいと思っているのです。今の説明だと、それは別に構わないのですか。

○矢田貝課長 特区法とかに基づいて全国でそれができるようにするというのであれば、それはいいと我々は思っています。

○原座長代理 それでやってください。

○矢田貝課長 特区法として。

○原座長代理 特区法かそちらの法律かは関係のない話ですから。何の法律でやるかではなくて、それでいいのかどうかを聞いているのです。

○矢田貝課長 私どもが大事だと思っているのは、特区法に基づいて全国でやるということであればそれはできるかと思うのですが、一般の児童福祉法の中で、神奈川県がやっている試験も、2回の試験は全国で保育士ができるというのにそのうちの1回だけが都道府県限定でしか働けないというものを同じ児童福祉法の中でやるのは、職業選択の自由や公平の観点からも難しいのではないかと。

○原座長代理 全く関係のない話です。

○矢田貝課長 あくまでも特区ということでやるという建前がないと差を付けることができないのではないかとというのが私どもの考えでございます。

○原座長代理 今の話はおかしな話で、まず、何法でやるかという話は脇に置いてください。全国どこの県でもこういった地域限定で3年間はその地域でしか働けませんという前提で試験をやることは構わないのですね。

○矢田貝課長 繰り返しになりますけれども。

○原座長代理 繰り返さないでください。今の質問だけ答えてくれますか。

○矢田貝課長 法律に基づくものなので、地域限定での免許は一般法の中では難しいと思います。

○八田座長 法律はいくらでも作れますよ。だから、現在ある法律のことは置いておきましょうよ。

先ほど課長がおっしゃったとおり、要するに、地元の負担があるわけですね。そうすると、そこで非常に必要だというところが地域限定で作りたいということは合理的なことだし、そこまで広がることはないけれども、その可能性を否定することこそ職業選択の自由を脅かすことになるのではないのでしょうか。むしろ、必要としているところで、実際にやりたい、そして、自分たちの資源も使って採用したいというところを認めてあげるようにするのは何の問題もないではないですか。

○矢田貝課長 例えば神奈川県の場合、2回やっている試験と3回目の試験の違いは何かと言うと、1回目・2回目の試験は公益法人に試験を実施してもらっています、3回目の試験は株式会社に試験を実施してもらっていますという違いなのですね。その株式会社にやってもらっているということは特区でやっているということなのですから、私が保育士もしくは保育士の親だとしたら、株式会社でやることは問題がないから全国展開をしたのですよね、だったら、1回目・2回目の試験を受けた人も全国で働けるのではないですか、株式会社に委託した場合だって全国で働けるようにしてくれないと、同じ試験を受けています、公益法人でやっている試験なのか株式会社でやっている試験なのかだけで3年間働けるかどうかという差を付けるというところは、同じ試験料を払って同じ免許を取っているのにその差が出ているところは合理的な説明ができないだろうと。

○八田座長 だから、3回目をなくしてしまおうという話でしょう。

○矢田貝課長 なくすのではなくて、でも、今は特区ということでやっているから、特区限定ということで、県だけで働ける、大阪や神奈川が他の県よりもやっているから、そこだけで3年間保育士が多くできるというメリットを享受できるので、気持ちとしてはその取組は応援したいと思っています。もし他の都道府県でもそれをやりたいというのだったら、我々はそれを応援したいと思っています。是非やってほしいと思っているのですけれども、そのやり方が、特区を増やしていくという方法なのか、一般法でやるのかとなったときに、一般法でやると、さっき言った、何で同じ児童福祉法の中で、日本全国で使える保育士と3年間はあるところでしか働けないようなものがあるのかといったときに、ちょ

っと苦しい。

○八田座長 現実的に、3回目はできなくなるからですよ。それをできる可能性をちゃんと作りましょうよと。それを無理やり取り去ろうというお考えでしょう。

○矢田貝課長 私はそういうふうにやってほしいと思っていますので。

○八田座長 そうではなくて、なるべく全ての人にそういう機会を与えましょうという方向ですよ。

○矢田貝課長 そうですね。都道府県にそういう取組をやっていただくのを我々は後押しをしたいですし、もし他の県でもこれをやりたいということであれば後押しをしてあげたいと思っていますのですね、その方法で、児童福祉法でやるとなるとさっき言った、他の試験との関係が取れなくなってしまうので、多分目指しているところは一緒だと思うので、どうやったらいいのかというところを御相談させていただきたいというのが正直なところでございます。

○八田座長 それでは、元々手を挙げていらした中川委員、どうぞ。

○中川委員 すみません。今の議論がよく分からなくて、要は、児童福祉法に県を限定したような仕組みが書けない理由が全く分からないということです。要は、都道府県知事の免許とか、都道府県知事がやった試験で、都道府県に活動領域が限定されるものはたくさんあるように思います。建設業の都道府県知事免許とか、そんなものがたくさんあると思います。そういう意味で、なぜ児童福祉法だけが特別なのかよく分からない。

厚生労働省から、一般の試験は全国でできて、3番目の試験について地域限定が付くことについて説明がつかないとおっしゃいましたけれども、それは別の制度を児童福祉法の中に設けたということにすればいい話であって、その辺を説明していただくということではないかと思います。

さらには、一般法の中に書けないというお話が全く理解できませんが、例えば、法律の中で、条例で定めた場合には地域限定のものができるという作り込みも多分できるかと思いますし、児童福祉法でできないのだったら特別法を作って、特区でなくても都道府県に限定された資格でできるというやり方はたくさんあると思います。法制上のテクニカルな話であれば、それは法制局と御相談いただいた上で全国展開をしていただくというのが筋ではないかと思います。

○八田座長 八代委員、どうぞ。

○八代委員 一緒です。補足、追加でいいですか。

今の矢田貝課長のお話で理解できないのは、試験を受けようとする人には選択肢があるのですよね。年2回の試験で全国に通用する免許を取るか、3回目の試験で神奈川県だけで通用する免許を取るかということで、それは保育士になろうという人にとってもメリットではないのですか。全部2回しかない、2回の試験で全国に適用というだけで、3回目にオプションな試験があるのとないのとどっちにメリットがあるかということで、なぜそこを不都合とお考えになるのか理解できないわけです。その点も補足して、中川委員の

質問と一緒に答えていただければと思います。

○八田座長 落合委員も関連ですか。

落合委員、お願いします。

○落合委員 ありがとうございます。

中川委員がおっしゃられようとしたところでちょうど手を挙げてしまったので、大体似たような話ではあるのですが、ちょうど特区でも最近議論を行った中で、旅行業なども地域限定みたいな話がありますし、免許の議論もあると思うので、法制上のテクニック、整理の仕方自体も、すごく昔ということではなく、最近のもの、令和で既に説明がつくものはあると思います。新しい説明の方法を作る必要はないと思います。今おっしゃっていただいたコンセプトでできる可能性があるように思います。詳細は、中川先生がおっしゃられたように、法制局と詰めていただく必要があるかと思いますが、そういう形で御検討いただけるといいのではと思いました。

○八田座長 それでは、菅原委員、お願いします。

○菅原委員 地域限定保育士制度を作るときにも全く同様の議論がありました。そのときも、待機児童は地域差が大きく、そのため各地域が自分たちがコントロールできる制度を持っていることが非常に重要であることを議論しました。確かに三つ目の○のところは当時から問題で、そのため、区域内で3年間は働くことという制度設計をしました。待機児童が喫緊の課題である地域にとっては、保育士確保は死活問題なため、そういう意味では重要だと思います。

もう一つ、当時から全国で試験を2回やればこの制度は要らないのではないかという議論はありました。ただ、全国で2回の試験をやるようになった後も、神奈川や大阪がこの制度を利用しているということはニーズがあるということだと思います。今、落合先生がおっしゃっていたように、法律の建付けは工夫もできると思います。これは保育士にとっても自治体にとっても選択肢を確保しておくことは重要かと思うので、法律の建付けを工夫して進めていただければと思います。

○矢田貝課長 分かりました。法制的に可能かどうかというところを法制局とかと御相談させていただいて、私はどんどんやったほうが良いと思っていますので、法制的にできるのであれば是非やりたいなと思います。

一つだけ、私の説明が下手だったのかもしれないので補足させていただきますと、確かに宅建業法や旅行業法は都道府県の中だけで営業するのだったら都道府県免許で、複数にまたがるところでやるのであれば国免許という仕組みで、これは社会福祉法人や公益法人も県の中だけで活動するか全国で活動するかで同じ法律の中で都道府県と国で主体を変えているという例はございます。ただ、今回のものが、都道府県免許と国免許ではなくてどっちも同じ知事による都道府県免許という中で、試験を受ける方にとって、公益法人に委託してやっている場合は全国で働けます、株式会社が作った試験問題ですと都道府県の中だけでしか働けませんという格差を付けることが法制的に許されるのかという問題だと思います。

っています。委託先の法人形態が違うだけで、しかも株式会社がやっても問題がないから全国展開をするとなっていて、その法制的に、同じ都道府県免許でありながら全国で使える免許と都道府県でしか使えない免許が果たして同じ法律の中でできるのかというところが私の心配事で、ひょっとしたら特区法と同じことをそのまま書けばできるのかもしれないので、そこは法制局と相談する時間を頂ければと思います。

○八田座長 どうもありがとうございます。それでは、その方向で御検討いただければと思います。

委員の方から、追加的なコメントはありますか。

事務局からは、何かありますか。

それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

○矢田貝課長 承りました。

○八田座長 旅行案内業は国の制度なのですが、地域の旅行計画などを立てるのに全国の知識は要らないだろうというので、国の試験でこの科目は免除するというものを作ったのです。この間、それを全国展開したのですよ。ですから、それがすごく参考になるのではないかと思います。

○矢田貝課長 そのまま持ってこられるのであれば。私は特区が手を挙げればできると勘違いしていたので、そこは法制的にそのまま持ってきてできるかというところを検討したいと思います。

○八田座長 よろしく願いいたします。

○矢田貝課長 ありがとうございます。